

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
1	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	1節で項目ごとに地方自治体を取り巻く潮流・情勢を概観し、それに対する「市の取組」を記載し、第2節で加古川市の現状を記載しているが、潮流・情勢の概観－市の現状－市の取組としたほうが流れがよいのではないかと。	4章1節の「【本市の主な取組】」につきましては、一つの節としてまとめて記載するよりも、社会経済環境の分野ごとに対比的に記載するほうが分かりやすいと判断し、原案の構成のままとします。	無
2	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	まちづくりの指標、市民意識調査等を用いて現計画の評価について章を起こして記載すべきである。	現計画の評価につきましては、毎年度実施している行政評価がそれに該当するものと考えております。 また、総合計画書には、まちづくりの主要な指標として、4章2節「本市の現状」や同章3節「市民意識」として数値を掲載しています。	無
3	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	5ページ 「人口減少、人口構造の変化」の8行目、「地方においては、生活支援サービスの縮小」との記載があるが、「生活支援サービス」は高齢者施策や介護施策の中で使われているサービスの一種と混同するのではないかと。 また、「東京圏と地方との人口格差」が行政サービス水準の低下につながるのか。人口格差ではなく、人口減少によるものではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 5ページ 本文3段落目 「さらに、東京圏に過度に人口が集中する一方、地方においては人口減少が進んでおり、小売や飲食などの生活関連サービスの縮小、行政サービス水準の低下、地域産業の衰退、地域コミュニティ機能の低下など様々な問題が生じることが予想されます。」	有
4	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	9ページ 「福祉・医療・健康」の【本市の主な取組】に高齢者施策だけを挙げているが、ウェルネス都市としてこれまで取り組んできた健康施策などを入れるべきではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 9ページ 【本市の主な取組】の4点目に次の内容を追加 ○がん検診等では、特定年齢の人への無料クーポンの配布や個別勧奨の実施、特定健診・特定保健指導では未受診者への受診勧奨に取り組むとともに、健康教育・健康相談を通じて、市民の健康づくりを支援しています。	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
5	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	16ページ 「持続可能な開発目標（SDG s）」について、88ページの「5 うるおいのあるまち」における各施策のページにSDG sの13番目「気候変動に具体的な対策を」の図柄を挿入するなど、SDG sの理念や目標等に関連している施策のページに、17のゴールそれぞれの図柄を挿入してはどうか。取り組んでいるアピールにもなるのではないかと。	総合計画の各施策とSDG sの各目標の関連につきましては、より効果的で望ましい表現方法について検討を進めます。	無
6	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	26～27ページ 過去の市民意識調査と対比して、推移がわかるように記載すればどうか。	4章各節で取りまとめた内容につきましては、今後のまちづくりを進めていく上での本市の立ち位置を示すものです。 ご意見の内容につきましては、現在も、施策立案や行政評価の中で活用しているものであり、総合計画への掲載は検討しておりません。	無
7	4章 本市を取り巻く 社会経済環境	26～27ページ 市民意識調査の結果についての考察が必要ではないか。定住意向、誇り・愛着について、3分の2の回答者が良いと感じているという評価に見えるが、明石市の市民意識調査結果は9割の人が満足していると回答している。 他市の状況との比較や加古川市における結果に対して、どのように評価しているのか。	4章3節の「市民意識」で取りまとめた内容につきましては、調査時点における市民の皆さまの意識を示すものです。 また、総合計画において、他市の状況との比較を行うことは考えておりませんが、「定住意向」、「誇り・愛着」とともに、さらなる向上をめざす取組が必要と考えており、「まちづくりの進め方」における「シティプロモーションの推進」を新たな施策として記載しております。 なお、「誇り・愛着」の項目につきましては、「感じている」と答えた市民の割合のみの記載となっているため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 26ページ 3節2「誇り・愛着」の2段落目に次の一文を追加 「そのほか、「あまり感じていない」が25.9パーセント、「感じていない」が6.6パーセントとなっています。」	有
8	5章 将来人口	28ページ 5章については、取り立てて章立てする必要性は感じられない。ただ、「7章 将来の都市像」を語るに、人口は欠かすことのできない要素（＝前提条件）であることから、5章に目標年次における人口や高齢化率等を記載することとしてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、目標年次である令和8年における総人口の見込みについて、令和2年度中に改定予定の「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口目標と整合を図った表現に見直します。	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
9	7章 将来の都市像	29ページ 市の明確なコンセプトが見えにくい。 「ウェルネス都市」の理念を継承するとあるが、ウェルネス都市宣言は、「よりよい環境」の中で「豊かな心を育み」、「元気に働き」、「明るく生きる」としており、まちづくりの理念と一致している。 「将来の都市像」はこれを実現するものであると考える。将来のあるべき姿を明確にするには、SDGsのゴールが分かりやすく、整理しやすいと思う。例えば、SDGsの3つ目の目標「すべての人に健康と福祉を」、4つ目「質の高い教育をみんなに」、8つ目「働きがいも経済成長も」、11番目「住み続けられるまちづくりを」などである。これらを実現するための計画の柱を「社会」「環境」「経済」とすれば明確になると考える。4章のタイトルも「本市を取り巻く社会経済環境」としている。	「将来の都市像」につきましては、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ様々な社会経済環境の変化を踏まえつつ、各種の取組を推進しながら次期総合計画の期間において市がめざすべき姿であると考えています。 また、「まちづくりの基本理念」につきましては、市のまちづくりの基本的な考え方や姿勢を表すものであり、将来の都市像、基本目標、政策、施策、事業のすべてを包含するものであると考えています。 「将来の都市像」及び「まちづくりの基本理念」に込めた思いにつきましては、原案にお示しさせていただいております。	無
10	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	31ページ 「(1) こどもの健やかな成長を支援する」の1行目、「結婚の希望が叶い」という表現に違和感があるため、「結婚、妊娠、出産、子育ての希望が叶えられるよう」としてはどうか。あるいは、加古川市子ども・子育て支援事業計画では「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち」と表現しており、これを使うのはどうか。	出産・子育てにつきましては、将来を担う子どもたちを健やかに育むため、引き続き、出産・子育てを行う親が安心できる環境づくりを進めることが重要です。 一方、結婚につきましては、結婚に対する人々の考え方が変化しつつあり、晩婚化の進展や生涯未婚率が上昇する中で、結婚の希望を実現するための支援が重要となることから、原案のとおりとします。 なお、「妊娠」の記載に対する考え方につきましては、意見No. 22において整理します。	無
11	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	32ページ 「(1) ともに支えあう福祉社会を実現する」という表現より、「共生社会」あるいは「地域共生社会」という表現がよいのではないかと。現在では、「福祉社会」より「共生社会」という表現の方が一般的に使われているように思う。	少子高齢化の進展や人々のライフスタイルの変化などを踏まえ、地域住民だけでなく多様な主体が参画し、地域づくりを進めるなど、地域共生社会の実現をめざしていくべきと考えます。 その中で、福祉分野においては、ともに支えあうことが重要との考えのもと、「ともに支えあう福祉社会」と記載しています。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
12	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	32ページ 「（3） 市民生活の安全・安定を確保する」とありますが、第一には「安全」、安全があるから「安心」し、それを「安定」させることが大切である。 「安全・安心・安定」と表現するほうがよいのではないかと。	「安心」は、様々な取組の結果として、市民の皆さまに感じていただけるものであると考えるため、政策の上位である基本目標において、「安心して暮らせるまち」を掲げています。 その中で、ご意見にある政策「市民生活の安全・安定を確保する」において、危機事象への対応、防災・防犯に対する取組など「安全」を確保する施策や、消費者被害の未然防止、雇用・労働環境の向上など生活の「安定」を確保する施策を推進することとしているため、原案のとおりとします。	無
13	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	33ページ 「3 活力とにぎわいのあるまち」というタイトルと各項目のイメージがそぐわない印象がある。 「活力」というイメージには、「イキイキ」「元気」「活気のある」が挙げられる。農・水産業や商工業、観光という産業だけでなく、ウェルネス都市宣言のような「元気に働き、明るく生きる」ことが叶えられる若者の支援や、32ページの「（3） 市民生活の安全・安定を確保する」の11行目にある「就業機会の拡充や労働環境の向上」等を入れてもよいのではないかと。	農・水産業、商工業、観光などの産業に係る施策につきましては、基本理念に掲げている3つの要素、「ひと」、「まち」及び「自然」のうち、「まち」に係る施策として、基本目標「活力とにぎわいのあるまち」に分類しています。 地域産業の振興は、まちの活性化の原動力となり、産業が活発になることで新たににぎわいを創出することをめざすため、原案の基本目標名としています。 なお、ご意見のあった若者への支援に係る記載につきましては、意見No. 33において整理します。	無
14	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	33ページ 「3 活力とにぎわいのあるまち」の「（1） 農業・水産業を振興する」について、本文中の「農業公園」はどの場所を指しているのか？見土呂フルーツパークか。それとも農業振興地域を総じているのか。イメージができない。 72ページの施策の方向性の中には、その語句が見当たらない。	ご意見のとおり、農業公園とは見土呂フルーツパークを指していることから、以下のとおり修正します。 33ページ 3（1）1段落目 「農業の持続的な発展をめざし、有害鳥獣等による農作物への被害の低減対策など生産基盤の整備・保全を進めるとともに、 <u>見土呂フルーツパーク</u> を活用し、農業を通じた地域の活性化を図ります。」	有
15	9章 まちづくりの方向（施策の大綱）	35ページ 「5 うるおいのあるまち」の「（2） 資源の循環と環境美化を推進する」について、本文中の3Rだけでなく、ごみの発生を断る（リフューズ）や修理して再利用（リペア）を加えてはどうか。	リフューズやリペアを加えた5Rにつきましては、循環型社会の実現に向けた取組であると認識しています。 本市では、ごみの減量を市民の皆さまに取り組んでいただきやすいものとするため、リデュース（ごみの発生を抑制すること）、リユース（繰り返し使うこと）、リサイクル（資源として再利用すること）の3Rを進めることがより重要と考え、3Rの推進を記載しています。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
16	1 1 章 土地利用	3 7～4 6 ページ 1 1 章については、構成内容からすると、この見出しはふさわしくないと思われる。例えば「都市構造（又は「都市空間」）整備の方向性」とすればどうか。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 3 7 ページ 章名 「1 1 章 都市空間の利用の方向性」	有
17	1 1 章 土地利用	3 7～4 6 ページ 立地適正化計画と総合計画をリンクさせる必要があると思う。	総合計画においては、人口減少・超高齢社会における土地利用の方向性として、都心、副都心、地域拠点などの都市拠点に、各拠点に応じた都市機能の誘導と集積を図るとともに、拠点間、拠点と居住エリア間を交通ネットワークで有機的に連携させるなど、コンパクトで持続可能な都市構造への転換を図ることが必要と考えております。 立地適正化計画につきましては、この考え方に基づき、策定を進めてまいります。	無
18	1 1 章 土地利用	3 7～4 6 ページ 「1 1 章 土地利用」に関しては内容が変わり映えていない。 市北部地域は大部分が調整区域であることから、人口減少が加速化している。 今後の市の発展については、市北部地域を有効に活用する必要があると考える。制度の見直し等規制緩和を含め、市北部地域の活性化、活用について、計画に盛り込めないか。	本市の北部地域におきましては、人口減少が加速していると認識しております。 そのような中、北部地域における土地利用につきましては、より柔軟なかたちで地区計画や田園まちづくり制度を活用しながら、地域特性を生かした住民主体のまちづくりを支援していく旨記載しています。 また、本市のレクリエーション拠点の一つである見土呂フルーツパークにつきましては、地域の活性化をめざし、再整備を含めた施設の活性化を検討する旨記載しています。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
19	1 1 章 土地利用	<p>前回の加古川市都市計画マスタープラン 24ページでは、総合計画（原案）と同じであるが、日岡・神野・厄神・志方の地域拠点のうち、厄神のみが適正市街化誘導地域になっておらず(13ページでは田園環境保全地域のままである)、住民として大いに失望した。今回こそ適正市街化誘導地域に指定していただきたい。理由として以下述べる。</p> <p>厄神駅周辺は、昭和45年までは随分活気のある地域であったが、衰退の一途をたどり、厄神町、船町では空家空地が点在し、数年前には不審火事件が発生する始末である。</p> <p>また、八幡小学校の児童数も減少が続き、先は不透明である。地区計画制度も、調整区域にとってよい制度であるが、まずは他の地域と同様、厄神駅周辺と上西条、宗佐ランプ周辺は、市で土地利用方針を明確に示すべきである。</p> <p>次世代で農家はまずおらず(10年で4割減が現実)、ほぼすべての人が、農地は売却すると答える。どこの家でも農地と家屋敷の放置(相続放棄)が現実となっており、そうなった場合、行政において放棄地(農地共)の維持管理は可能であるのか。</p> <p>現在、厄神駅周辺は道路の整備が進んでいるが、それは適正市街化誘導を図るということで、田園環境保全では無いと考えるがいかがか。</p> <p>八幡町では、優良農地に関しては営農組合が尽力しているが、それさえ米仏国の補助金比(約50パーセント以上90パーセント以下)では、まだまだ低いのが現実であり、採算をとるには厳しく、地権者が水利他施設費負担、水利費、畦草刈等の補助労務の一部を負担しており、農地は全く負動産であるため、どうしても自宅は他に誇れる土地としなくては、相続する人間がいなくなり、厄神駅周辺はますます荒廃して行くのではないか。(しかも八幡営農も存続する、しないの保証は無い。後継企業のあるなしも全く不明である。)</p>	<p>本市におきましても、急速な人口減少に直面する中、今後は集約型都市構造への転換が必要であると考えております。</p> <p>地域拠点として位置付けているJR厄神駅周辺地区につきましては、田園まちづくり制度などを活用しながら、拠点規模に応じた生活利便施設の誘導を図るとともに、拠点間の公共交通網の再構築を進めることで、持続可能なまちづくりの促進に取り組んでまいります。</p>	無
20	1 1 章 土地利用	<p>41ページ 「(2) 南北軸」の5行目、「JR加古川線の利便性の向上」について、具体的な内容を示せないか。</p>	<p>ご意見のあった箇所につきましては、本市の「基幹交通体系」における「南北軸」として、JR加古川線の利便性の向上を促進するものとしており、その具体的な内容につきましては、82ページの施策「公共交通機能の充実」における施策の方向性「●公共交通の利便性向上」において記載しています。</p>	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
21	1 2 章 各施策の基本方針	50～99ページ 「施策の方向性（現状と課題）」として記載しているが、方向性とは未来に向かってのもの、現状と課題はまさしく現在の状況を表すもので、そもそも「施策の方向性（現状と課題）」は成立し得ない。 そこで、構成を改め、「現状と課題」－「基本方針」－「（基本方針を具体化する）施策の方向性」とするべきである。 また、「4章 本市の主な取組」との重複感があることから、「現状と課題」のうち、「現状」は記載せず、「課題」のみ記載することとしてはどうか。	「施策の方向性（現状と課題）」につきましては、「施策の方向性」と、それを導き出した「現状と課題」で構成しています。 そのことが分かるよう、本章の各施策の構成については、施策ごとの「基本方針」を冒頭で宣言的に記載するなど、市民の皆さまや事業者の皆さまの分かりやすさを重視したものとしています。 なお、各施策の課題は、現状を踏まえたものであることから、現状と課題をあわせて記載しています。	無
22	1 2 章 各施策の基本方針	50ページ 「① 結婚・出産・子育ての支援」に「妊娠」を入れてはどうか。	「妊娠」は、「出産」に至るまでの過程として整理していることから、施策名称「結婚・出産・子育ての支援」については原案のとおりとします。 しかしながら、妊娠を希望される方に対する施策の充実に取り組んでいることから、現状に係る記載を以下のとおり記載します。 50ページ 施策の方向性「●安心して結婚・出産・子育てができる環境の構築」の2段落目 「本市では結婚を希望する人の出会いをサポートする市民活動への助成や、 <u>不妊・不妊治療費の助成</u> 、妊婦相談、訪問指導、乳幼児健康診査に加え、こども医療費の無償化など結婚、妊娠、出産、子育てに係る各種支援の充実に取り組んでいます。」	有
23	1 2 章 各施策の基本方針	58ページ 障がい者スポーツが抜け落ちているため、考え方を示す必要があるのではないかと。	施策の方向性「●スポーツ・レクリエーション活動の普及・促進」において、「障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう」と記載しており、ご意見の趣旨は盛り込まれていると考えます。	無
24	1 2 章 各施策の基本方針	59ページ 本市にある文化資源を最大限に活用し、文化都市を目指す。	ご意見の趣旨と同様に、文化資源をまちづくりの重要な資源として活用してまいります。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
25	1 2 章 各施策の基本方針	<p>5 9 ページ 「② 文化・芸術の振興」の基本方針には、歴史資源の活用や多様な文化が共生する社会の実現としているが、施策の方向性の2つ目「●文化・芸術活動の促進」を掲げるための方針が足りないように感じる。加古川では文化が育たないという批判を聞くことがある。文化・芸術は心豊かな社会の実現にはとても重要である。文化・芸術の重要性を基本方針に入れるべきではないか。例えば、基本方針を「歴史文化資源を活用したまちづくり、創造性を育み、多様な文化が共生する心豊かな社会を実現するため」といった表現としてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>5 9 ページ 基本方針 「<u>歴史資源や文化・芸術を活用したまちづくりを進め、創造性を育み、多様な文化が共生する社会を実現するため、歴史資源の保存や活用を図り、市民の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、国際化の推進を図ります。</u>」</p>	有
26	1 2 章 各施策の基本方針	<p>6 0 ページの「① 人権文化の確立」に関するのか、6 2 ページの「① 地域福祉の充実」に関するのか、人権擁護や、今年度開設される「成年後見支援センター」に関する記述がない。さらにもう一步進めて、「権利擁護センター」の開設を目指す必要がある。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>9 ページ 【本市の主な取組】の2点目に次の一文を追加。 「<u>また、成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の周知・啓発や相談支援などに取り組んでいます。</u>」</p> <p>3 1 ページ 9 章 1 (4) の 1 段落目 「<u>市民一人一人の人間としての尊厳や基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。</u>」 または、</p> <p>6 0 ページ 基本方針 「<u>一人一人の人間としての尊厳と基本的人権が尊重される社会を確立するため、人権教育や啓発を推進するとともに、人権問題に対する相談体制の充実を図ります。</u>」</p> <p>6 0 ページ 施策の方向性「●人権侵害の防止」の名称及び3段落目 「<u>●人権問題に対する相談体制の充実</u>」 「<u>そのため、人権侵害の状況に応じて適切な支援を行うことができるよう、相談体制の充実を図る必要があります。</u>」</p>	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
27	1 2 章 各施策の基本方針	6 3 ページ 「② 障がい者福祉の充実」の基本方針は、「障害のある人もない人もともに支えあう共生社会の実現を目指す」といった表現がふさわしいのではないか。 障がい者本人の支援とともに、障害者差別解消法の周知など、市民の意識にしっかり働きかける必要がある。障がいのある人への直接的な支援だけでなく、障がいのない人とともに支え合うことが大切である。施策の方向性においても、日常生活支援の充実と社会参加の促進だけでは不十分である。障がいのある人に対する差別はまだ多く見られており、課題に加えるべき。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 6 3 ページ 施策の方向性「●障がい者の社会参加の促進」の2段落目「また、障がいのある人の社会参加を促進するため、 <u>障がい者差別の解消をはじめとした障がい者コミュニケーションに係る様々な取組や、合理的配慮の提供を推進しています。</u> 」	有
28	1 2 章 各施策の基本方針	6 4 ページ 「③ 高齢者福祉の充実」の基本方針に、終末期のことを加える必要があると考える。 また、施策の方向性の3つ目「●介護サービスの充実」を「●介護サービスの充実と医療との連携強化」としてはどうか。	ご意見のあった終末期に対する考え方につきましては、基本方針における「住み慣れた地域で安心して暮らせる」や「いつまでも自分らしく」という表現に盛り込まれているものと考えます。 また、施策の方向性「●介護サービスの充実」につきましては、課題として在宅医療・介護連携の体制整備を記載しており、ご意見の「医療との連携」を含むものと考えております。	無
29	1 2 章 各施策の基本方針	6 6 ページ 「② 地域医療の充実」の基本方針に、「地域完結型の医療体制の構築を目指す」といった表現を加えてはどうか。	加古川中央市民病院が開院し、医師会、県立加古川医療センターをはじめとした各医療機関などの連携により、地域完結型の医療体制の充実が図られています。 そのような中で、市民の皆さまが、いつでも安心して医療を受けられるよう、地域医療体制の充実や救急医療体制の充実に取り組むことが重要であることから、基本方針については原案のとおりとします。	無
30	1 2 章 各施策の基本方針	6 7 ページ 「① 危機管理体制の充実」では、市民は守られる立場だけでなく、市民の防災意識の向上が最も必要だと考えるが、基本方針や施策の方向性に加えるべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 6 7 ページ 基本方針 「自然災害をはじめとするあらゆる危機事象から、市民の生命と財産を守り、安全・安心が確保されるよう、多様な主体による総合的な危機管理体制の構築を図ります。また、 <u>市民一人一人の防災意識を高め、災害予防対策や災害時対策を推進します。</u> 」 なお、施策の方向性「●災害予防対策の推進」の修正については、意見No. 3 1 で整理します。	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
31	1 2 章 各施策の基本方針	6 7 ページ 「●災害予防対策の推進」の 6 行目について、啓発だけでなく訓練することが重要である。加えて、総合的な訓練だけでなく地域ごとの個別の訓練も加えるべきではないか。 また、更新される総合防災マップで危険性を市民にどう理解させるのか。タイムラインを含め、総合防災マップの活用について具体的に記載すべきではないか。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 6 7 ページ 施策の方向性「●災害予防対策の推進」の 2 段落目 「避難者の健康を守るため、避難所の適切な運営を確保することはもとより、地域主体の防災訓練の促進を図るとともに、総合防災マップを活用した出前講座などで避難所等の位置や避難経路について啓発し、非常時に適切な行動ができるよう、平時から市民の防災意識を高めるための支援が重要です。」	有
32	1 2 章 各施策の基本方針	7 1 ページ 施策の方向性の就業支援の推進に、Uターン施策と中小企業支援施策である「奨学金返還支援制度」についても触れるべきではないか。 市の大きな課題である人口減少対策として、出生率の向上といった子育て施策だけでなく、Uターン施策も重要である。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 7 1 ページ 「●就業支援の推進」の 2 段落目 「また、ハローワーク加古川管内の有効求人倍率は上昇傾向ですが、就業を機に市外に転出する若者の割合が高くなっていることから、若年勤労者の市内定着や転入促進を図るとともに、中小企業等と大手企業との賃金格差の是正を目的とした様々な施策に取り組んできました。」	有
33	1 2 章 各施策の基本方針	他市の子ども支援事業計画には、若者支援を入れているところもありますが、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」には「若者施策」が見当たらない。 かろうじて、総合計画（原案）の 5 ページに、若者の就労支援に取り組んでいるとあるが、若者を巻き込むような仕掛け（仕組み）を本計画に盛り込めないか。 基本目標「1 心豊かに暮らせるまち」は、現在の総合計画におけるまちづくりの基本理念である「ひと・まち・自然を大切に、ともに大きくむまづくり」の「人づくり」であると思う。数年前のシティプロモーション映画では、高校生を巻き込む仕掛けがあったが、現在はどうか。 市内の県立高校、兵庫大学や甲南大学などとの連携も見当たらなかったように思う。9 4 ページの「① 多様な主体と行政との協働」に盛り込むべきではないか。	本市における若者への支援につきましては、学校におけるいじめ、不登校防止対策、青少年の健全育成、非行防止、就労支援など、様々な分野において展開しており、引き続き、重要な施策として推進していくこととしております。 また、ご意見のあった高校生や大学生などとの連携にも取り組んでいるところです。 そのため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 7 1 ページ 「●就業支援の推進」の 3 段落目 「このような中、求職者と企業とのマッチングをはじめ、学生や就労していない若者など多様な働き手に対する就業機会の確保・拡充が求められています。」 9 5 ページ 「●多様な主体間の連携・協力の促進と行政との協働」に 4 段落目を追加 「また、高校や大学との連携・協力のもと、若者が主体的にまちづくりに参画できる取組を推進することが重要です。」	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
34	1 2 章 各施策の基本方針	7 4 ページ 「●企業立地の促進」について、企業誘致ができない理由の一つに、緑地率が深く関連しているため、緑地率の緩和について検討する考えを示してはどうか。	市内における雇用の確保、創出と産業の活性化を図るためには、地域企業の市外流出の防止や新事業の展開に関する支援に加え、新たな企業の立地に向けた取組を進めることが重要と考えています。 そのため、7 4 ページの施策の方向性「●企業立地の促進」において、「産業用地の確保に向けた取組を進め、地域企業の事業拡大並びに新たな企業の立地を促進する必要があります。」と記載しています。 ご意見の内容も含め、企業誘致には様々な手法とそれに伴う課題への対応について検討する必要があることから、原案のとおりとします。	無
35	1 2 章 各施策の基本方針	7 7 ページ 日岡山と升田山をロープウェイで結べばどうか。 これが実現すれば、加古川東地区と西地区の一体化が促進され、加古川市が持っている芸術と文化が繋がり、加古川市全体の観光地が実現し、加古川のシンボルになるのではないかと。 ロープウェイの両基地にレストランを開き、加古川牛を中心とした料理も提供できる。これが、未来の我々のシンボルになるのではないかと。	ロープウェイの整備につきましては、安全確保のための適切な維持管理や採算性の確保など、事業継続するには検討すべき様々な課題があります。 まずは、日岡山や升田山などの観光資源の有効活用や加古川和牛も含めた食の観光化などを通じて、本市の観光の振興を図ってまいります。	無
36	1 2 章 各施策の基本方針	7 9 ページ 「●景観まちづくりの推進」について、今後開発する場所については、電柱の地中化についての計画を入れてはどうか。	無電柱化につきましては、良好な景観の保全につながる一方、事業に要する費用、占用者（事業者）との調整等、検討すべき様々な課題があることから、原案のとおりとします。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
37	1 2 章 各施策の基本方針	8 0 ページ、9 7 ページ 老朽化した公共施設は壊し、J R 加古川駅北の空き地を活用し、全体最適な使用ができるような戦略を立てて建設してはどうか。	公共施設等につきましては、「加古川市公共施設等総合管理計画」などに基づき、適切な維持管理や再編・長寿命化を推進してまいります。 また、J R 加古川駅周辺地区のまちづくりににつきましては、現在策定中の「加古川駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、本市の都心にふさわしい、多様な世代が集い、いきいきと過ごすことができる空間の形成をめざしてまいります。	無
38	1 2 章 各施策の基本方針	8 2 ページ 「⑤ 公共交通機能の充実」については、●未来型公共交通の導入を加えてはどうか。 加古川未来博でも自動運転が紹介される予定があり、M a a S などの取組等を盛り込む必要があるのではないかと。	ご意見の内容につきましては、「4 章 本市を取り巻く社会経済環境」として取り上げているところです。 また、全国的には、M a a S の取組が見られる都市もありますが、本市におきましては、持続可能な公共交通網の構築が喫緊の課題であることから、施策の方向性として「●コミュニティ交通の充実」及び「●公共交通の利便性向上」を掲げています。	無
39	1 2 章 各施策の基本方針	8 4 ページ 道路、橋は安全性が求められるので、早急に対策を立てるのがよい。速効性が求められている。	道路や橋梁の安全性の確保につきましては、加古川市舗装修繕計画及び加古川市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を含めた早期補修に努めているところです。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
40	1 2 章 各施策の基本方針	8 6 ページ 「④ 安全で良質な水道水の供給」について、経営基盤の強化に関して、「民間活力の導入」とある。 民間委託できる維持管理業務に関しては、拡大できる業務は進める必要がある。 改正水道法で民営化も可能となったが、民営化を前提としていないことを明記した方がよいと思う。	現時点では、民間活力の導入として、事業者のノウハウを活用した業務委託やPPP/PFI手法導入の検討などを行いながら、経営基盤の強化を図ってまいります。	無
41	1 2 章 各施策の基本方針	8 8 ページ 環境問題。全体的に意識向上しているのではないかと。	これまで、環境問題に関する各種の施策を推進し、市民の皆さまや事業者の皆さまのご協力のもと、ごみ減量の目標を達成するなど、環境負荷の低減を着実に進めてまいりました。 今後も、さらなる環境意識の向上を図ってまいります。	無
42	1 2 章 各施策の基本方針	8 8 ページ 「● 地球温暖化の防止」の位置づけが、施策「環境保全の実践」の一つになっているが、地球温暖化防止の推進は大きなテーマである。 「① 地球温暖化防止の推進」、「② 環境保全の実施」と施策を別にした方がいいのではないかと。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 8 8 ページ 施策名称 「① 地球環境の保全」 また、上記修正に伴い、4 8 ページの施策体系図も修正します。	有

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
43	1 2 章 各施策の基本方針	9 2 ページ 日岡山公園周辺地区まちづくり構想については、周辺道路や駐車場の整備工事を進めていくとあるが、公園全体の構想をどのように進めるのか、この計画でどこまで目指すのか、将来の展望を含めて示すべきではないか。	日岡山公園周辺地区につきましては、平成 2 8 年度末に策定しました「日岡山公園周辺地区まちづくり構想」において、将来の展望として「こどもから高齢者まで多世代が”夢をはぐくむ”ことのできる舞台づくり」をコンセプトに掲げ、整備の方向性をお示しています。	無
44	1 2 章 各施策の基本方針	9 3 ページ 「●親水空間の活用」の中に、権現湖を入れるべきではないか。湖面利用も期待できる。 また、加古川河川敷の活用についても触れられていない。 加古川特有の財産を活かしたまちづくりを進めて頂ければと思う。	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 9 3 ページ 施策の方向性「●親水空間の活用」 「本市のシンボルである加古川をはじめ、平荘湖、権現湖、寺田池など、市内には多数の親水空間が存在しています。とりわけ、加古川河川敷は、 <u>様々なスポーツやイベントなどで活用されています。</u> <u>今後も、これらの空間を、市民の憩いの場として一層活用することが求められています。</u> 」	有
45	1 2 章 各施策の基本方針	9 4 ページ 基本方針に、市内の高校生や兵庫大学・甲南大学等の若者との協働も盛り込めないか。	いただいたご意見につきましては、意見No. 3 3 に対する市の考え方でお示しているとおおり、施策の方向性「●多様な主体間の連携・協力の促進と行政との協働」を修正する予定です。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
46	1 2 章 各施策の基本方針	9 7 ページ I C T（情報通信技術）は絶対必要不可欠なので、専門家を養成してほしい。	先端技術の活用による質の高い行政サービスの提供に取り組むとともに、職員力の向上に努めてまいります。	無
47	1 2 章 各施策の基本方針	9 7 ページ こども未来館とじいじい、ばあばあ館を一つのビルに入れる施策を立ててほしい。これは、両者の交流も期待でき、お互いが気配りし、元気づくりになると思う。	多世代が集い、交流することができる空間の創出をめざし、加古川東市民病院跡地において、東加古川公民館と東加古川子育てプラザの複合施設の整備を進めているところです。	無
48	その他	作り方が現在の総合計画をほぼ踏襲しており、読みやすさがある反面、新しさや市の意思が感じ取れない。 今後のまちづくりの方針を定めるための新たな総合計画なので、独自性や積極性、メッセージ性があってもよいのではないかと。例えば、市制70周年のメインテーマである「かこがわの未来へ想いをつなごう」は、希望を感じることができる。「未来」や「つなぐ」などの言葉を随所に盛り込まれてはどうか。	総合計画とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、目標とするまちの将来像及びその実現に向けた施策の基本的な方針等を定めるものです。 次期総合計画の検討にあたりましては、市のすべての施策を、基本理念に掲げている3つの要素、「ひと」、「まち」及び「自然」に整理するとともに、まちづくりの主役である「ひと」に係る施策を、基本目標「心豊かにくらせるまち」及び「安心して暮らせるまち」に分類しました。 また、子育てや教育をはじめとした「ひと」づくりや「ひと」の内面の充実を図る施策を紐付けた基本目標「心豊かに暮らせるまち」を1つ目の目標に位置付けるなど、将来の都市像の実現をめざしたものとしています。	無
49	その他	総合計画に「夢」を感じられない。 将来の都市像を「夢と希望を描き」としているので、夢と未来を盛り込んで頂きたいと思う。	今後、人口減少が進展し、まちづくりの主役である「ひと」が減少する時代の中で、加古川市を未来につないでいくことが重要となります。 また、本市を持続可能なまちとするためには、現在、本市で生活されているすべての人が幸せを感じられること、また将来を担う子どもたちや若い世代の人々が夢や希望を持てることが大切だと考えています。 そのような思いを、将来の都市像に込めており、その実現に向け、各種の施策に取り組んでまいります。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
50	その他	この計画案の内容が、現状と課題整理だけに見える。 厳しい意見だが、計画のない計画は計画とは言えない。 最上位の計画であるため、明るい未来を感じられる計画になることを期待している。	本計画では、計画期間である令和8年度までの間、本市における各施策の基本方針や方向性を示すものとしております。 また、将来の都市像の実現に向けては、本計画に基づく施策を、市のあらゆる個別計画と連携させながら、積極的かつ効果的に実施してまいります。 なお、具体的な施策（事業）につきましては、実施計画として、まとめてまいります。	無
51	その他	総合計画の策定にあたって、今回実施するパブリックコメントの意見も踏まえ、審議会に諮り、成案を得ようとしている（後期総合計画策定スケジュールから推定）が、一方、加古川市パブリックコメント手続要綱第5条第1項では、「実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の策定案を公表しなければならない。」と規定されている。 現段階で「加古川市総合計画（原案）」についてパブリックコメントを求めることが「最終的な意思決定を行う前の適切な時期」であるとは思えず、手続きに齟齬を来しているのではないか。（最終的な意思決定を行う前の適切な時期（＝審議会最終回の一回前のタイミング）で再度パブリックコメントを行うのであればこの瑕疵は治癒されるだろうが、・・・）	このたびの総合計画の策定の流れは以下のとおりです。 1 市において総合計画（原案）を検討 2 原案に対するパブリックコメントを実施 3 パブリックコメントのご意見を踏まえ市が原案を決定 4 原案を審議会に諮問 5 審議会で審議 6 審議会から答申 7 答申結果を踏まえ市が総合計画案を決定 8 市議会に総合計画案を提案し審議・議決 上記のとおり、総合計画（原案）を決定した後は、審議会や市議会で審議いただく段階に移行することから、市といたしましては、審議会に諮問する前である現時点が、パブリックコメントを実施する適切な時期と考えております。 パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、市の考え方とあわせて審議会に報告させていただきます。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
52	その他	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を1年延長して2020年度までとし、総合計画との整合を図ろうとしているが、それならば、地方自治法における総合計画の策定義務が廃止されたことも踏まえ、総花的・網羅的・抽象的かつ独自性の希薄な総合計画を策定するよりも、加古川市の最重要課題である「人口減少の克服」に特化した総合的かつ分野横断的な計画である「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する方が効果的ではないのか。よしんば、総合計画を策定するとしても、総合戦略と「一体的に」策定するとともに、「優先順位を付与した戦略的な計画」、「限られた行政資源の適正配分計画」、そして何よりも、「政策評価可能な計画」として策定いただきたい。（まち・ひと・しごと創生総合戦略にはその萌芽がある。）</p>	<p>本市における各分野の個別計画につきましては、市としてめざすべき姿や各施策の基本的な方針を示す「総合計画」と整合を図るかたちで策定されていることから、地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が廃止された現在においても、総合計画の必要性は高いと認識しています。</p> <p>また、市民・事業者・行政が市の将来像についての共通認識を持ちながら、まちづくりを進めていくため、市民の代表である議会の議決を得た総合計画の策定を進めています。</p> <p>そのような中、具体的な施策展開を本計画に記述すると、時代の変化に即した柔軟な対応が困難となることから、本計画には方針や方向性のみを示すこととしています。</p> <p>なお、個別計画において、取り組むべき施策や指標等について具体的に記載することとしています。</p> <p>「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、今後の人口の動向を見極めつつ、総合計画と整合を図りながら、人口減少への対応と地方創生に主眼を置いた計画として、令和2年度中に改定を行う予定としております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定の参考とさせていただきます。</p>	無
53	その他	<p>3章のポンチ絵と章の構成を対比させると、まちづくりの基本理念＝6章、将来の都市像＝7章、基本目標＝8章、政策＝9章～11章、施策＝12章となろうが、であるならば、9章から11章を「政策の大綱」とでもして、一つの章にまとめるほうが平仄が合うのではないか。</p>	<p>次期総合計画については、現在の基本構想及び総合基本計画の構成を引き継ぐかたちで策定を進めてきたため、原案の目次構成としております。</p>	無
54	その他	<p>持続可能な発展に向けては、イノベーションを行い、古いもの、死につくもの、陳腐化したものを計画的に捨てる。</p>	<p>ご意見の趣旨と同様に、継続的で安定的に行政サービスが提供できるよう、不断の行政改革に取り組んでまいります。</p>	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
55	その他	人口減少や少子高齢化は国家的マターであるが、人口流出だけは絶対に避けなくてはならない。 そのためには、魅力ある市をどのように構築していくか。市民の目線で考えなければならない。	本計画の12章2節の6「まちづくりの進め方」に記載の内容を踏まえ、市民の皆さまや事業者の皆さまと連携・協力しながら、魅力的なまちづくりを進めていくこととしています。 そのため、総合計画審議会においても、市民公募委員をはじめ、様々な分野から委員として参画していただき、議論を深めてまいりたいと考えております。	無
56	その他	これまでに実施した多くのパブリックコメントにも共通することであるが、加古川市パブリックコメント手続要綱第5条第2項第2号において、「策定案の概要」を併せて公表するものとされている。しかしながら、今般の総合計画（原案）においても公表されていない。 今後は、同手続要綱に従い、概要を公表するよう各部局等のパブリックコメント手続き実施責任者を指導願いたい。	今後、パブリックコメント実施時には、「策定案の概要」を作成し、公表するよう、全庁的に統一を図ってまいりたいと考えております。	無
57	その他	策定した計画の進行管理体制、方法等について記載すべきである。	新たな総合計画を基に実施計画を策定し、各施策の具体化を図るとともに、事務事業評価などを通じて進行管理してまいります。	無
58	その他	計画の冒頭に、市の魅力、豊かな自然、温暖な気候、歴史、トカイナカ・・・など、市民が誇りに思うまちを紹介、その上で市の課題にふれてはどうか。 また、3章が計画の構成なので、4章にはまちづくりの基本理念、基本構想を持っていく方が分かりやすいと思う。原案では、まちづくりの基本理念が6章になっている。	市の歴史や特性などの記載につきましては、総合計画書を作成する際の参考とさせていただきます。 また、まちづくりの基本理念や将来の都市像、さらには、それを実現するための基本目標や各施策の基本方針につきましては、本市が置かれている社会経済環境を踏まえて設定しているため、各章の構成については原案のとおりとします。	無

加古川市総合計画（原案）に関するパブリックコメントの実施結果について

No.	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方	修正
59	その他	<p>5ページ 4章1節の「1 人口減少、人口構造の変化」について、子育て世代が加古川市に留まってもらうために、市内に自分の両親、義父母が住んでいる町に世帯を持ち、0才～3才児の子育て世代に月1,000円、年間12,000円おむつ代として等金銭的支援をする。 さらに、人数の多い、加古川町、野口町、平岡町の3町から、過疎が進んでいる米田町、西神吉町、上荘町、平荘町、八幡町の5町へ住んだ子育て世帯には移住した年に限り、プラス金銭を上乗せしてプレゼントする。 子育て世帯がまばらになると、人口減少の町の幼稚園、小学校の空き教室が減り、待機児童も減らせる。 過疎の町が活性化できる。 市街地に比べると、自然に触れることができ、子どもが伸びのびと過ごせる。今回、コロナで外出できなくなっても、人口が少ないため、一緒に散歩へ出ても、あまり人に会うことなく気分転換させてやれる。 住みやすいと思っているので子どもの人数が多くなることを願っている。</p>	<p>人口の社会減、とりわけ子育て世帯の市外転出の抑制は重要な課題であると認識しています。 そのため、近年では、保育所等の整備の推進、こども医療費助成制度の拡大、病児・病後児保育の実施、小学校における児童クラブでの全学年の受入れ・開所時間の拡大など、様々な子育て支援策に取り組んできました。引き続き、子育て世代に選ばれるまちをめざして、様々な施策を展開してまいります。 また、いただいたご意見につきましては、今後の移住・定住施策の検討の参考とさせていただきます。</p>	無